

令和7年8月19日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八幡平市長 佐々木孝弘

市町村名 (市町村コード)	八幡平市 ( 214 )	
地域名 (地域内農業集落名)	下平笠 (下平笠)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月19日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- ①担い手が不足している
- ②中心経営体の高齢化が著しく、経営承継されない場合、10年後に70歳以上の耕作者の割合が増加する
- ③湿田、変形田が点在しており、作業効率が悪い
- ④農地が分散しており、集約化が急務である。
- ⑤鳥獣被害が増加傾向にある

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地元の農産物を活用した加工施設を拠点に6次産業化を目指し、域外からのファンを創造し集落の活性化につなげて行きたい。
- ・無人ヘリコプターやドローンを活用した肥料散布や病害虫防除による作業の効率化をはかり、水稻や野菜栽培の規模拡大等を通して、農業所得の確保を目指して行きたい。
- ・水稻とほうれん草等による複合経営の優良事例を集落全体で共有・推進することによる後継者の育成・確保に努める。
- ・農作物の鳥獣被害を防止するため、狩猟免許の取得や電気柵の設置等を検討し、安全な農作業環境と共に生態系との共存態勢を模索したい。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	302 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	302 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、耕作を継続できなくなった農地については保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

